戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一 部を改正する法律案参照条文

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号) (抄

(定義)

第二条 この法律において 由に該当したものを除く。 成十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事 別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平 て増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法(大正十二年法律第四十八号) として、平成十三年四月一日において次の各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていた者及び同 「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由

昭和二十八年法律第百五十五号。 とにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノ二に規定する傷病賜金又は恩給法の一部を改正する法律(戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。) 第二条第一項第一号に規定する者であつたこ 以下「法律第百五十五号」という。)附則第五条若しくは附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年

二 法律第百五十五号附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給若しくは同法第四十六条ノニに規 定する傷病賜金又は法律第百五十五号附則第二十二条に規定する増加恩給若しくは傷病年金

恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条の規定により支給される特例傷病恩給

四 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金又は障害一時金

した一時金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの て国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧陸軍共済組合、 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づい 旧海軍共済組合若しくは旧財団法人共済協会が支給

六 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三第三項の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給 1のうち、公務による障害を支給事由とするもの

たものに対し、国家公務員共済組合連合会が支給する年金若しくは一時金たる給付又は旧逓信共済組合その他政令で定める共済組合が支給した 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により障害の状態となつ 金たる給付のうち、公務による障害を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び権利の裁定)

第三条 平成十三年四月一日において戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、 は、 離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。 特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。)であつて同日において日本の国籍を有していた者に

- 平成十三年四月二日以後同年十月一日前に日本の国籍を失つた者

前号の期間内に離婚 (離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入つていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病

- 1 当該戦傷病者等が平成十三年十月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と一予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。) 禁錮以上の刑に処せられ、平成十三年十月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者 の執行猶
- 入つていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

2

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第四条 る特別給付金の額は、七万五千円)とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。 特別給付金の額は、十五万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係

2 前項の規定により交付するため、 政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 \ 5

0 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和三十八年法律第六十一号) (抄

第二条 この法律において「戦没者等の妻」とは、昭和十二年七月七日以後に死亡した者(同日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。)の 掲げる給付を受ける権利を有する者をいう。 、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、昭和三十八年四月一日において次の各号に

第一項第二号に規定する扶助料 隊に配属せしめたる文官補闕の件(明治三十八年勅令第四十三号)に規定する文官を含む。)であつたことにより支給される恩給法第七十五条 に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(戦時又は事変に際し臨時特設の部局又は陸海軍の部の規定した者が、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条

する法律(昭和二十九年法律第二百号)附則第四項に規定する扶助料又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法り支給される恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、法律第百五十五号附則第三十五条の三に規定する扶助料、恩給法の一部を改正二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第二十九条の二の規定の適用によ 律第百七十七号)第三条第二項に規定する扶助料

される同法による遺族年金又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第二十項若しくは戦 傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百四十四号)附則第十一項の規定により支給される遺族年金 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号。以下「遺族援護法」という。)第二十三条第一項第一号に掲げる遺族に支給

遺族援護法第二十三条第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金

て国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 公務による死亡を支給事由とするもの (昭和二十五年法律第二百五十六号) 第三条の規定により承継した義務に基づい

遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により死亡

したものの遺族に対し、 国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、 公務による死亡を支給事由とするもの

(特別給付金の支給及び 権利の裁定

- るものには、特別給付金を支給する。 戦没者等の妻であつて、 前項の特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において次の各号に掲げる給付を受ける権利を有す
- 前条各号に掲げる給付
- 遺族援護法第二十三条第二項第四号に掲げる遺族に支給される同法による遺族給与金遺族援護法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金
- 兀 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条の三の規定により国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のう 公務による死亡を支給事由とするもの
- 五. げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において同項各号に掲、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第七条第一項の規定により支給される遺族年金、「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第二十七号)附則第五条第一項の規定により支給される遺族年金
- 掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に
- 5 掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に

6

、特別給付金の額及び記名国債の交付

第四 にあつては百二十万円、同条第四項の特別給付金にあつては百八十万円、四条 特別給付金の額は、前条第一項の特別給付金にあつては二十万円、 償還すべき記名国債をもつて交付する。 同条第五項の特別給付金にあつては二百万円とし、 同条第二項の特別給付金にあつては六十万円、 同条第三項の特別給付金 それぞれ十年以内に

2 5

0 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和五十一年法律第二十二号) 抄

特別給付金の支給の特例

第六条 条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者には、 新法第二条中 「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、 同条第二項の特別給付金を支給する。 新法第三

0 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の 部を改正する法律 (昭和六十一年法律第五十三号)

特別給付金の支給の特

第四条 者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給 条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(法律第二十二号附則第六条の規定により法律第二十九号による改正前の戦傷病 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、

0 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号) 則

別給付金の支給の特例

第三条 第一項の特別給付金を支給する。 を取得した者及び法律第五十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条 二十九号。以下「法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利 条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二 十二号。以下「法律第二十二号」という。)附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、

 \bigcirc 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号) (抄

|戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置

第二条 第三条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。) の規定により支給し、又は支給すべきで あった特別給付金については、なお従前の例による。

3 2 かかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下 「平成三年法律第五十五号」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。 第三条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定に

由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当してい 病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事 給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷 としたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するもの .あったと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあったと認められる者を除く。 前項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情 以下この条において

あったことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。 同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。 ただし、当該戦傷病者等の妻で

- 4 平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日 法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったことにより、平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等きは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、新 号のいずれかに該当する者を除く。)に限る。 受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするもの 」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この 没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年法律第五十三号」という。)附則第三条第二項各 を受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していると 項において同じ。)が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を 妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「昭和六十一年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦
- 基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度がを受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に 恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻で 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年法律第七十三号」という。)による
- により、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。あって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったこと あって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であったこと 恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等の妻で 基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年法律第二十九号」という。)による により、昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「昭和五十一年 を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に
- 金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法別 等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年 等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものと 改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年法律第二十二号」という。)による特別給付金」という。)及び同条第二項の特別給付金(以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。 たならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給

利を取得した者に限る。 は戦傷病者等となる者の妻であったことにより、昭和六十一年法律第五十三号附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権 となる者の妻であって、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又 表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等

8 (略)

(特別給付金の支給の特例)

条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(昭和五十一年法律第二十二号附則第六条の規定により昭和五十一年継続特別給第三条(新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三 成三年法律第五十五号附則第三条の規定により平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、 付金を受ける権利を取得した者、昭和六十一年法律第五十三号附則第四条の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者及び平 新法第三条第一項の特別給付金を

 \bigcirc :傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号)

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 あった特別給付金については、 なお従前の例による。 (以下「旧法」という。) の規定により支給し、又は支給すべきで

2 項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。 かかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二 第四条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 (以下「新法」という。) 第三条第一項の特別給付金は、 同 |項の規定に

(特別給付金の支給の特例)

第三条 条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(次に掲げる者を除く。)には、同項の特別給付金を支給する。 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、

- る改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金(以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。)を受ける権規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。)によ こを取得した者 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。)附則第六条の
- 規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。 給付金」という。)を受ける権利を取得した者 「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。) 附則第四条の (以 下 「昭和六十一年特別 以下

- 三 平成八年改正法附則第三条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(以下「平成三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金
- 兀

(別表)

〇 恩給法 (大正十二年法律第四十八号)

第一号表ノ二 (第四十九条ノ二関係)

重度障害ノ程度	及 重度障害ノ状態	
特別項症	一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ全ク不能ニシテ常時複雑ナル介護ヲ要スルモノ	
	二 両眼ノ視力カ明暗ヲ弁別シ得サルモノ	
	三 両上肢又ハ両下肢ヲ全ク失ヒタルモノ	
	四 身体諸部ノ障碍ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項症乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ	
第一項症	一 心身障害ノ為自己身辺ノ日常生活活動ガ著シク妨ゲラレ常時介護ヲ要スルモノ	
	二 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廃シタルモノ	
	三 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ	
	四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ大量且継続的ニ排出シ常時高度ノ安静ヲ要スルモノ	安静ヲ要スルモノ
	五 呼吸困難ノ為換気機能検査モ実施シ得ザルモノ	
	六	
	七 膝関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ	
第二項症	一 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廃シタルモノ	
	二 両眼ノ視力カ視標○・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ	
	三 両耳全ク聾シタルモノ	
	四 大動脈瘤、鎖骨下動脈瘤、総頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ廃シタルモノ	
	五 腕関節以上ニテ両上肢ヲ失ヒタルモノ	
	六 一上肢又ハ一下肢ヲ全ク失ヒタルモノ	
	七 足関節以上ニテ両下肢ヲ失ヒタルモノ	
第三項症	一 心身障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生活活動ガ著シク妨ゲラルルモノ	
	二 両眼ノ視力ガ視標○・一ヲ一・五メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ	
	三 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ非広汎空洞型ニシテ結核菌ヲ継続的ニ排出シ常時中等度ノ安静ヲ要ス	静ヲ要スルモノ
	予議デンド域、後半アンデル後半アデン・ラブンドー 心臓ノ機能ノ著シキ障害ノ為家庭内ニ於ケル日常生	スモノ
	七 村関節以上ニテー上伎ヲ失ヒタレモノ 六 腎臓老ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ著シク姒クルモノ	
-		

	八 膝関節以上ニテー下肢ヲ失ヒタルモノ
第四項症	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨ク
	眼ノ視力カ視標○・一ヲ二メート
	耳ノ聴力カ○・○五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモ
	両睾丸ヲ全ク失ヒタルモノニシテ脱落症状ノ著シカラサルモ
	腕関節以上ニテー上肢ヲ失ヒタルモノ
	足関節以上ニ
第五項症	心身障
	部、顔面等ニ大ナル醜形ヲ残シタルモノ
	力力視標○・一ヲ○・五メートル以上ニテハ弁別シ得サ
	像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ不安定非空洞型ニシテ病巣ガ
	六 心臓ノ機能ノ中等度ノ障害ノ為社会生活活動ニ於テ心不全症状又ハ狭心症症状ヲ来スモノ
	腎臓若ハ肝臓ノ機能又ハ造血機能ヲ中等度ニ妨グルモノ
	一側総指ヲ全ク失ヒタルモノ
第六項症	一 頸部又ハ躯幹ノ運動ニ著シク妨クルモノ
	二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ
	三 脾臓ヲ失ヒタルモノ
	四 一側拇指及示指ヲ全ク失ヒタルモノ
	五 一側総指ノ機能ヲ廃シタルモノ
右ニ掲グル各症	二該当セザル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス
レ線像ニ示サレ	タル肺結核ノ病型ハ「日本結核病学会病型分類」ニ依ル
視力ヲ測定スル	場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ル
第一号表ノ三(笠	第四十九条ノ三関係)
障害ノ程度	障害ノ状態
第一款症	ノ視力ガ視標○・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザ
	二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ
	三 一側腎臓ヲ失ヒタルモノ
	四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
	五 一一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ
	六 一側足関節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ
	七 一側総趾ヲ全ク失ヒタルモノ

スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ万国共通視力標ニ依ルザレタル別結核ノ흇型ハートを持ちのである。このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、	
・ / / 声情で, 詩型 / 「一 ご情 夜 詩堂 / 次 詩型 / 介質: こ で各症 二 該当 也 ザル 傷痍 疾病 ノ程度 / 右 二 撂 グル 各症 二 準 ジ	見なこまった名
五 一側第二趾ノ機能ヲ廃シタルモノ	
四 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ	
三 一側中指ノ機能ヲ廃シタルモノ	
二 一耳ノ聴力カ尋常ノ話声ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ	
一 一眼ノ視力カ○・一ニ満タサルモノ	第五款症
四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ	
三 一側第一趾ノ機能ヲ廃シタルモノ	
二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ	
一 一側示指ノ機能ヲ廃シタルモノ	第四款症
八 一側第一趾ヲ全ク失ヒタルモノ	
七 一側示指ヲ全ク失ヒタルモノ	
六 一側睾丸ヲ全ク失ヒタルモノ	
五 呼吸機能ヲ軽度ニ妨グルモノ	
四 レ線像ニ示サレタル肺結核ノ病型ガ安定非空洞型ナルモ再悪化ノ虞アル為経過観察ヲ要スルモノ	
三 一耳ノ聴力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大声ヲ解シ得サルモノ	
二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ	
一 心身障害ノ為社会ニ於ケル日常生活活動ガ中等度ニ妨ゲラルルモノ	第三款症
五 一側総趾ノ機能ヲ廃シタルモノ	
四 一側示指乃至小指ノ機能ヲ廃シタルモノ	
三 一側拇指ノ機能ヲ廃シタルモノ	
二 一耳全ク聾シタルモノ	
一 一眼ノ視力カ視標○・一ヲ二・五メートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ	第二款症